

# 2017年北海道最低賃金取り組み方針

## はじめに

超少子高齢化・人口減少社会に突入し、不可避的にもたらされる労働力不足の状況にあっても、「経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するため、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」と「格差是正」が不可欠である。

働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いている<sup>1</sup>。年収200万円以下のいわゆるワーキングプア（働く貧困層）は約1,131万人<sup>2</sup>に達している。とりわけ、雇用労働者の37.3%を占め、2,028万人（道内は39.7%を占め、91万人）を数える非正規労働者の労働条件改善が急務である。ワーキングプアという状況を解消するためにも、先進国の中でも最低クラスに位置する最低賃金を欧米並みの水準まで早期に引き上げるべきである。

連合は、社会の不安定化に歯止めをかけ、「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、以下の考え方を基本に、取り組みを進めていく。

## I. 連合の基本的考え方

### （1）組織労働者が果たすべき社会的責務

法定最低賃金制度を継承・発展させ、すべての労働者の賃金の底上げをはかる取り組みを力強く推進することは、われわれ組織労働者に課せられた社会的責務である。多くの未組織労働者には、労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができない。そのため、組織化された労働者が労使交渉を通じて獲得した労働条件を未組織労働者に波及させることが重要である。

### （2）絶対水準を重視した地域別最低賃金引き上げ

地域別最低賃金は、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法改正（2008年7月施行）以降、「できる限り早期に全国最低800円を確保」「全国平均1000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」<sup>3</sup>、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」<sup>4</sup>、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」<sup>5</sup>の影響も受け、従前に比べ大幅な引上げが続いている。

<sup>1</sup> 総務省「家計調査報告／二人以上の世帯（2016年10月分速報）」：前年同月比▲0.4%、8ヶ月連続の減少

<sup>2</sup> 国税庁「2015（平成27年分民間給与実態統計調査）第3表 給与階級別の総括表

<sup>3</sup> 「雇用戦略対話合意」：2010年6月に政労使合意／「全国最低800円」「全国平均1,000円」をめざす合意内容については2013年8月の質問主意書および答弁書により、失効していないことが確認されている。

<sup>4</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」：いずれも2013～2016年にかけて毎年6月閣議決定

<sup>5</sup> 「ニッポン一億総活躍プラン」：2016年6月閣議決定／「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等

2016年度は25円引き上げられたものの、全国加重平均823円という地域別最低賃金の額は、雇用戦略対話合意で目標とした水準には依然として遠く及ばない。

2017年度の金額改定にあたっては、連合リビングウェイジを重視し、より絶対水準を重視した引き上げの実現をめざす。

### (3) 特定（産業別）最低賃金に関する構成組織との連携強化

- ① 近年の地域別最低賃金の大幅な引き上げにより、特定（産業別）最低賃金が優位性を確保できず、必要性審議の答申において改正の「必要性あり」に至らない件数が増加傾向にある。地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金が著しく接近した場合は、中期的に特定（産業別）最低賃金を継承・発展させる観点から対応していく。
- ② 構成組織が関係する組合および地方連合会と連携し、当該特定（産業別）最低賃金が適用されている労働者の現況や当該産業の実態と今後の展望、地域における横断的賃金決定システムとしての意義を十分考慮して対応する。新設・廃止の動きがある場合には、他の特定（産業別）最低賃金へ及ぶ影響もふまえ、事前に構成組織と連合本部が連携し対応する。
- ③ 就業形態の多様化に対応した均等待遇の実現によって労働条件の向上と公正競争を確保する観点から、当該産業労使がイニシアチブを発揮し、賃金の底上げと格差是正につながる水準の実現に取り組む。

## II. 地域別最低賃金の取り組み

### 1. 中央最低賃金審議会における取り組み

- (1) 全都道府県における地域別最低賃金の改正額が10月1日に発効されることをめざす。そのためにも、中央最低賃金審議会における目安の答申を7月末までに行われるよう万全を期す。
- (2) 中央最低賃金審議会の目安審議においては、高卒初任給（厚生労働省『賃金構造基本統計調査』推計時間額984円<sup>6</sup>）、春季生活闘争における取り組み、一般労働者の賃金実態との整合性および格差是正など賃金の要素、「誰もが生活できる水準」達成に向けて勤労者の生活実態および連合リビングウェイジなどの生計費の要素を特に重視し、明らかな水準改善に結びつく目安の引き出しをめざす。
- (3) 目安決定における最終審議にあたっては、中央最低賃金審議会労働者側委員に加え、連合事務局長・労働条件委員長・最低賃金小委員会委員と協議のうえ、最終判断を行う。

### 2. 北海道における取り組み

#### (1) 金額改定の基本的考え方

北海道最低賃金の改定にあたっては、2014年に生活保護費とのかい離解消が図られたが、依然として生活できる賃金水準とは言い難い。中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、北海道における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、絶対額での適正な水準確保をめざして自主性を発揮した取り組みを進める。北海道の連合リビングウェイジ時間額を重視し、「セーフティネットとしての実効性

---

のための支援や取引条件の改善を図る。」

<sup>6</sup> 厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」の新規学卒者の初任給額（高校卒男女計産業計）161.3千円を、同所定内実労働時間数（一般労働者産業計男女計学歴計）164時間で除して算出

の高い水準」をめざす。

## (2) 北海道労働局への要求（改定目標）提出および経済5団体への要請

北海道最低賃金の改定などに関わる要求提出および要請は、3月3日に「北海道労働局」及び「経済5団体」に対して行動を展開してきた。

昨年22円(引き上げ率2.88%)の引き上げに伴う影響率は、全労働者で13.39%、パート労働者に至っては32.25%(前年37.4%)と極めて大きく、最低賃金に張り付く形での低賃金構造となっている。このことから、最低賃金引き上げの取り組みは、北海道経済の底上げのためにも非常に重要なものと位置づけられる。

産別・地域が一体となり、世論を背景に北海道最低賃金を時間給1,000円へ引き上げをめざした取り組みを展開する。

## (3) 北海道地方最低賃金審議会における取り組み

- ① 連合北海道の方針に沿って、労働者側委員と最低賃金対策委員会が十分に連携をはかりつつ審議会対応を強化する。そのために、最低賃金対策委員会委員による審議会傍聴の取り組みを行う。
- ② 金額改正審議にあたっては、地域における賃金実態、生活実態・生計費を重視しながら、北海道最低賃金額の引き上げをはかる。
- ③ 審議日程の設定は、10月1日発効をめざした審議会を配置する。
- ④ 審議経過は都度連合本部に報告する。後半日程で審議する地方への影響が懸念される状況となった場合は、連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。
- ⑤ 情報の共有化をはかり、金額引き上げの相場形成・波及に努めるために、審議会経過及び審議結果を連合本部に連絡するとともに、@RENGOの最低賃金情報システムに入力をする。

## Ⅲ. 特定（産業別）最低賃金改正の取り組み

### 1. 特定（産業別）最低賃金の取り組みに対する基本的方針

- (1) 特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上と事業の公正競争をより高いレベルで確保することを目的とし、職種ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。また日本で唯一の企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、団体交渉を補完・代替している。その意義および役割を認識し、今後とも特定（産業別）最低賃金の金額改正および新設の取り組みを積極的に進める。
- (2) 北海道では4業種の締結となっており、昨年、鉄鋼900円（前年+24円）、電機821円（前年+17円）、乳糖830円（前年+17円）、船舶825円（前年+15円）となっている。地賃比の115～120%を目標に取り組みを進めることとする。

2016 特定(産業別)最低賃金審議決定状況

業種	時間額	引上額	引上率	地賃比率	部会採決日	発効日	労働者数	割合
鉄 鋼	900円	24円	2.74%	114.5%	10月 1日	12月1日	2255/3658	61.7%
電 機	821円	17円	2.11%	104.5%	10月 1日	12月1日	2483/6805	36.5%
乳 糖	830円	17円	2.09%	105.6%	10月 5日	12月4日	1611/4302	37.4%
船 舶	825円	15円	1.85%	105.0%	10月 5日	12月4日	479/ 944	50.7%

※ 適用労働者数は、平成25年経済センサスに基づく労働者数

- (3) 各構成組織は、労働協約ケースによる申出の拡大をめざす。なお、公正競争ケースによる申出であっても、可能な限り合意労働者に占める「企業内最低賃金協定」適用労働者のウエイトを高めるよう、企業内最低賃金協定締結の拡大と水準改善に取り組む。
- (4) 産業構造の変化に対応し、各構成組織・連合北海道は、特定（産業別）最低賃金の新設・金額改正に向けた相互の連携体制の強化をはかるとともに、産業構造の変化に対応すべく、連合本部との連携をより緊密にしつつ取り組む。  
なお、廃止の動きがある場合も同様に、各構成組織・地方連合会・連合本部が連携して取り組む。

## 2. 企業内最低賃金協定締結の取り組み

- (1) すべての組合が企業内最低賃金協定の締結をめざす。その過程において、使用者に対し、企業内最低賃金および特定（産業別）最低賃金の役割や意義について十分に説明し、労使の社会的責任について理解を求める。
- (2) 春季生活闘争期において、「各産業別部門連絡会」の中で、企業内最低賃金協定の締結に向けた取り組みについて、情報交換・情報共有化に努め、総体の前進を図る。
- (3) 企業内最低賃金は、その産業の公正基準を担保するにふさわしい水準で協定する。
- (4) 特定（産業別）最低賃金額は、申出に係る企業内最低賃金協定の最低額が事実上の上限とされ得ることに留意し、その引き上げに寄与する水準で締結する。

## 3. 特定（産業別）最低賃金の申出に向けた取り組み

- (1) 最低賃金対策委員会において、「金額改正および新設」業種の決定、「新設」の場合の産業のくくり方、対象労働者の範囲などの確定、最低賃金協定の水準改善に向けたサポートと締結の準備、合意労働者確保に向けた「必要性」の機関決議や個別合意（個人署名）の集約などに努め、申出に向けた準備を進める。
- (2) 「意向表明」に先立って、当該産業の使用者団体および経営者団体との意思疎通を十分にはかり、合意形成に努める。
- (3) 金額改正ならびに新設に係る「意向表明」については、各構成組織本部、構成組織北海道支部組織、連合北海道が連携を密にし、遅くとも3月末までに行う。
- (4) 適用労働者数については、毎年の労働者数の増減も勘案した上で意向表明後に北海道労働局より通知されるが、事前に労働局との十分な意思疎通を行い、直近の雇用変化を踏まえた適正な適用労働者数を確定させ、申出の前倒しをはかる。

業種	労働者数		割合
	2016年	2017年	
鉄 鋼	2255/3658	/3497	%
電 機	2483/6805	/7168	%
乳 糖	1611/4302	/4223	%
船 舶	479/944	/ 977	%

※ 適用労働者数は、平成28年事業所統計調査に基づく労働者数

- (5) 適用労働者数の大きな変化や産業分類上の扱いなど、精査が必要な案件については、労働局と事務手続上の協議を十分に行うとともに、事前に構成組織本部と連合北海道に連絡する。
- (6) 金額改定や新設にかかわる申出の本申請は「6月末目途」を基本とし、遅くとも7月末までに完了する。申出書には「北海道〇〇業最低賃金の改正の決定を～」と、金額のみに限らず幅広い審議が可能となるように記載する。

#### 4. 北海道最低賃金審議会における取り組み

- (1) 審議にあたっては、各専門部会労働者側委員と連合北海道や構成組織との連携強化をはかる。
- (2) 当該産業労使の合意形成に向けた事前の働きかけを強化する。北海道地方最低賃金審議会本審で行われる「必要性の審議」において必ず「必要性あり」の答申を引き出した上で、当該産業労使が参加する専門部会で金額審議を行う。  
なお、特定（産業別）最低賃金の水準は、北海道最低賃金額を上回らなければならないので<sup>7</sup>、北海道最低賃金と特定（産業別）最低賃金の水準が僅差の場合には、「必要性の審議」が事実上の金額審議となる。  
「必要性の審議」においては、当該労使の意見を充分踏まえて審議がなされるように、「参考人」を招集すること等を考慮した運営を求めていくことが連合本部から提起されているが、北海道の4業種については、当該労使が専門部会委員に任命されていることから、これまで同様、参考人聴取は必要なしで対応する。
- (3) 金額改定については、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざす。
- (4) 審議日程の設定は、12月1日発効をめざした審議を配置するとともに、11月発効も追求する。
- (5) 結審後、専門部会労働者側委員は結果を連合北海道（組織労働局）へ報告する。連合北海道はその内容を@RENGOの最低賃金情報システムに入力して情報の共有化をはかり、各業種の金額引き上げ相場の形成・波及をめざす。

#### IV. 最低賃金の引き上げと遵守を求める取り組み

以下の取り組みを基本に、最低賃金の引き上げ、遵守を求める運動を強化していく。

##### (1) 連合本部の取り組み

最低賃金の履行確保のためには、労働基準監督署による監督指導の強化が必要である。「政策・制度 要求と提言」の枠組みの中で、労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化をはかるよう引き続き求めていく。

最低賃金の遵守および引き上げに向けた行動を、「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」の運動と連携し、構成組織および地方連合会とともに随時実施する。

地域最低賃金額が改定された後の周知活動を促進するため、チラシデータを提供する。また、チラシ作成または新聞広告などを実施する地方連合会に対して

---

<sup>7</sup> 最低賃金法第16条：前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

は、広告費用を一部補助する。

## (2) 連合北海道、地協の取り組み

最低賃金の引き上げおよび遵守に向けた行動を、「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」運動と連携し、構成組織、地協とともに、広く道民にアピールする取り組みを随時実施する。

公益委員の意見を左右する様々な要素としては、「市町村議会の決議」や労働者団体・道民からの具体的な要請(署名行動・FAX・メール等)が参考とされる。

今年度は、北海道最低賃金審議会に向けて、また、道民世論の喚起に向けた諸行動として、以下の取り組みを展開していく。

### ① 北海道議会をはじめ各市町村議会での意見書採択の取り組み(地協段階)

(2017年4月19日開催の第7回執行委員会にて確認予定)

(2016年は44自治体、2015年は58自治体、2014年は46自治体)

「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要請書」【別添】のとおり

### ② 最低賃金審議会会長・労働局に対する要請行動の展開

6月上旬に要請行動を展開する。

### ③ 審議会の山場に向けてFAX行動の取り組み

(2016年は422団体、2015年は214団体、2014年は555団体)

・産別及び単組の支部・分会、地協・地区連合、青年・女性も含め、あらゆる組織から、下記宛先へのFAX送付行動を展開する。

・送付期間 2017年7月上旬～7月下旬(別途通知)

・送付先 北海道地方最低賃金審議会 会長 ○ ○ ○ ○ 宛

【送信先】FAX 011-756-0056

・例文 「別途作成」

### ④ 審議会の動向に合わせて第1合同庁舎前での昼休み集会の開催

・日時 2017年7月下旬12時20分～(20分程度)

・場所 札幌第1合同庁舎前(札幌市北区北8条西2丁目)南向き路上

・内容 主催者あいさつ、これまでの経過、決意表明、シュプレヒコール

・参加者 約100人

自治労30、北教組20、情報労連10、UAゼンセン5、電力総連5、国公連合30、その他産別1

・動員報告 別途通知予定

※ 当日は組合旗をご持参願います。

また、北海道最低賃金額が改定された後、その周知活動を行う。各地域の実情に応じた方法を選択するが、統一的運動をめざし、連合本部が作成するチラシを利用した街宣活動に取り組む。また、地協段階において、自治体要請行動を展開し、履行確保に取り組む。

## (3) 構成組織の取り組み

北海道最低賃金の引き上げに向けて、連合北海道および地協が提起する各種取り組みに結集し行動を展開する。

また、特定(産業別)最低賃金の改定について、関係団体へ周知するとともに、加盟単組を通じて適用対象の全労働者への周知をはかる。

## **V. 中央最低賃金審議会「目安制度のあり方に関する全員協議会」への対応**

2014年6月から開催されている「目安制度のあり方に関する全員協議会」（目安全協）は、三者の十分な議論を尽くし、2016年度内のとりまとめをめざす。

目安全協での協議結果については、別添のとおり。

## **VI. ブロック会議・学習会などの開催**

### **（1）連合本部の取り組み**

全国最低賃金担当者会議（1、3、7月に予定）および最低賃金全国学習会（5～6月に予定）を主催し、随時ランク別情報交換の機会の設定に重点を置く。構成組織、地方連合会、地方ブロック連絡会が自主的に開催する担当者会議などに、要請に応じて中央最低賃金審議会委員および連合本部担当者を派遣する。

### **（2）地方ブロック連絡会の取り組み（本部提起内容）**

ブロック別の最低賃金担当者会議および最低賃金学習会などを、自主的にスケジュールを設定して開催する。開催後、ブロック内での情報交換した内容について報告書を連合本部に提出する。開催費については、連合本部が一部補助する。

### **（3）地方連合会の取り組み（本部提起内容）**

地方最低賃金審議会の本審委員・産業別専門部会委員の合同学習会・情報交換会等を開催する。連合本部および地方ブロック連絡会が開催する最低賃金担当者会議および最低賃金学習会に参加し情報交換に努める。

### **（4）構成組織の取り組み（本部提起内容）**

特定（産業別）最低賃金を申請している構成組織は、組合役員の世代交代状況もふまえた学習会・情報交換会等を開催する。連合本部が開催する全国最低賃金担当者会議に参加する。地方ブロック連絡会および地方連合会が開催する諸会合への参加を加盟単組に促す。

以 上

## 2017 春季生活闘争方針抜粋（最低賃金関係部分）

### II. 2017 春季生活闘争の取り組み内容

#### 2. 具体的な要求項目及び展開

##### (1) 賃上げ要求

##### 2) 企業内最低賃金

① すべての組合は、企業内最低賃金を産業の公正基準を担保するにふさわしい水準で要求し、協定化をはかる。また適用労働者の拡大をめざす。

② すべての賃金の基礎である初任給について、人材確保の観点も踏まえ取り組みを進めていく。

※ 18歳高卒初任給の参考目標値……170,100円(前年168,000円)

※ 道内18歳高卒初任給は、149,700円(前年150,400円)であるが、本部同様の考え方に沿って計算すると152,700円が最低限クリアすべきミニマム基準とする。